通信機能付き電子線量計システム

改修業務

仕　様　確　認　書

|  |  |
| --- | --- |
| 業者名 | ㊞ |

| 仕様条件 | 入札予定業者記載欄 | 適否 |
| --- | --- | --- |
| 応札仕様 |
| 保証等 | | |
| （１）納入した機器については、整備後10年間部品交換等のハードウェアサポートが受けられること。 |  |  |
| （２）本事業完了後においても、別途契約により、機能維持に必要な定期点検を実施すること。 |  |  |
| 共通事項 | | |
| （１）周辺動作温度：外気温において-10℃～+40℃ |  |  |
| （２）周辺動作湿度：0％～100％RH（結露しないこと） |  |  |
| （３）屋外にて正常に稼働できること。 |  |  |
| （４）機器を設置する際には必要な防水・強風・耐震・塩害対策を講ずること。 |  |  |
| （５）ケーブル配線等は測定、点検業務の支障とならないよう敷設すること。 |  |  |
| （６）携帯電話回線、衛星回線等の電波が測定の妨げにならないように、機器の配置に留意すること。 |  |  |
| （７）履行場所において、施工の際、各機器の配置、基礎、ポール、フェンス等（既設を含む。）の高さ及び形状等に応じて適切な調整を行うこと。 |  |  |
| （８）建築設備耐震設計・施工指針2014年版における耐震クラスＳ又は耐震クラスＳ相当程度の耐震性を有すること。 |  |  |
| （９）改修に伴う欠測期間が極力短くなるよう現地施工を計画し、業務実施計画書に記載すること。 |  |  |
| （10）欠測期間については、県が所有する可搬型モニタリングポストにより代替測定を実施するため、同時に欠測となる局は最大で３局までとする。 |  |  |
| （11）県が履行場所の土地所有者に対し事前に説明するための資料の作成に協力すること。なお、資料の詳細については県が別途指示するものとする。 |  |  |
| （12）本業務に伴い発生した産業廃棄物等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）に基づき、受注者において適切に処理すること。 |  |  |
| （13）必要に応じ、周辺の樹木等の伐採、除去、移植等や設置物の移動等を行うこととし、作業前に県に了解を得ること。 |  |  |
| （14）工事に際し、周辺に悪影響を及ぼさないよう留意すること。 |  |  |
| 個別仕様 | | |
| １　通信回線 | | |
| （１）データ通信に用いる回線は、光回線、携帯電話回線又は衛星回線のいずれかを用い、通信回線を二重化すること。 |  |  |
| （２）主回線には、通信の安定性及び通信料金を考慮し、可能な限り光回線を採用すること。光回線が使用できない局については、携帯電話回線を採用すること。 |  |  |
| （３）副回線には携帯電話回線を採用すること。主回線が携帯電話回線の場合は、衛星回線を採用すること。 |  |  |
| （４）通信機器について、収納筐体（通信機器収納ボックス）内に設置すること。 |  |  |
| （５）人や車両等が通信回線に容易に接触することのない構造とすること。 |  |  |
| ２　電源機能 | | |
| （１）商用電源の停電時にバックアップとしてバッテリ電源を有し、無瞬断で切替え可能であること。 |  |  |
| （２）主電源は商用電源（AC100V1φ 60Hz）とすること。 |  |  |
| （３）無給電で7日以上のシステム稼働（測定及びデータ通信）が可能となるものを構築すること。 |  |  |
| （４）適切な接地（Ｄ種）対策を行うこと。 |  |  |
| （５）光回線、携帯電話回線、衛星回線の各端末に対して、商用電源又はバッテリのいずれからも電源供給が可能であること。 |  |  |
| （６）現状あるバッテリの電圧低を検知する機能に加え、商用電源断を検知する機能を付加し、テレメータシステムへ状態コードを出力して電源の状況を確認できること。 |  |  |
| （７）バッテリは商用電源及び太陽電池モジュールの両方から充電可能であること。 |  |  |
| （８）バッテリは収納筐体（バッテリーボックス）内に設置すること。 |  |  |
| ３　収納筐体（通信機器収納ボックス及びバッテリーボックス） | | |
| （１）防水および防塵対策については、IP44相当とすること。 |  |  |
| （２）共通事項にある周辺動作温度、周辺動作湿度において正常に稼働できる堅牢な材質で製作を行うこと。 |  |  |
| （３）鍵により施錠が可能であること。 |  |  |
| （４）虫等の侵入防止対策を行うこと。 |  |  |
| （５）収納筐体を地上１ｍ程度に嵩上げしている局（別紙１）については、同様の措置を講ずること。 |  |  |
| （６）収納筐体は、引込柱又はポールに設置すること。 |  |  |
| （７）既設の説明用看板は、流用し収納筐体に設置すること。ただし、当該看板の劣化が認められる場合は、同程度のものに更新すること。なお、収納筐体への設置が困難な場合はフェンス等へ設置すること。 |  |  |
| （８）収納筐体内面に、筐体名、装置名、装置型名、製造番号、納入年月等を明示したラベルを取り付けること。また、機器一覧表を作成すること。 |  |  |
| （９）衛星回線用の収納筐体については、電波干渉等を回避するため別途設けること。 |  |  |
| ４　データ伝送機能 | | |
| （１）テレメータシステムと通信機能付き電子線量計の取得データを２分周期で通信すること。なお、通信が途絶した場合、復旧次第、テレメータシステムから再度データ収集ができること。 |  |  |
| （２）各通信回線に対しテレメータシステムから任意の頻度で疎通確認を行えるものとすること。 |  |  |
| （３）テレメータシステムとの通信に当たっては、県及びテレメータシステム納入業者（株式会社日立製作所）と十分な協議の上、確実に連携するとともに、閲覧、蓄積、データ解析、演算処理、警報発報等が確実に行えることを確認すること。 |  |  |

以上、全て仕様を満たしていることを確認しました。

令和　　　年　　　月　　　日

所　属：

職氏名：　　　　　　　　　　　　㊞